

## 西宮市母子生活支援施設入所取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第23条及び、西宮市助産施設及び母子生活支援施設入所規則（昭和61年西宮市規則第78号。以下「規則」という。）に基づく母子生活支援施設における保護の実施（以下「保護の実施」という。）及び、当該実施にかかる法56条第2項及び児童福祉法による費用徴収規則（昭和51年西宮市規則第89号。以下「費用徴収規則」という。）に基づく費用（以下「徴収金」という。）の徴収に関し必要な事項を定め、事務の適性かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「配偶者のない女子」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別又は離別した女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていない者
  - イ 婚姻外で母となった女子で、現に婚姻をしていない者
- (2) 「配偶者のない女子に準じる女子」とは、配偶者の暴力により家を出ている等婚姻の実態が失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない女子をいう。
- (3) 「監護すべき児童」とは、前2号のいずれかに該当する女子が、保護者として現に監護しており、将来も引き続き監護しなければならない責任を負う満18歳未満の児童をいう。ただし、法第31条の規定に基づく期間延長では満20歳未満とする。
- (4) 「監護すべき児童の福祉に欠ける」とは、児童を監護する女子が、生活、住宅、教育、就職等解決困難な問題により、その児童の心身に好ましくない影響を与え、児童の監護の責任を十分に果たしえないことをいう。

### (入所の要件)

第3条 母子生活支援施設に入所できる者は、法第23条に規定する配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる保護者及びその児童（以下「母子」という。）で、市内に居住している者とする。

- 2 保護の実施は、保護者が配偶者のない女子等であって、その監護すべき児童の福祉に欠ける場合に、保護者の申込みにより、その保護者及び児童について行う。ただし、現に伝染性疾患のある者は、保護の実施をしないことができるものとする。
- 3 市長は、保護の実施が必要と認めるときは、その者に対し、保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

### (入所の申込み)

第4条 母子生活支援施設への入所の申込みを行う者（以下「申込者」という。）は、母子生活支援施設入所申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて福祉事務所に提出するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。

- (1) 申込者の世帯の戸籍謄本。監護すべき児童が申込者と別戸籍の場合は、その児童の属する戸籍謄本
- (2) 前年分所得税又は当該年度住民税が確認できるもの
- (3) 他者に感染する疾患（学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条感染症の種類に属する疾病）に罹患していないことを証明する書類
- (4) 入所誓約書
- (5) 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- (6) その他、福祉事務局長が必要とする書類

### (母子生活支援施設入所審査会の設置)

第5条 母子生活支援施設への入所の決定及びその他必要と認める事項について審査する

ため、母子生活支援施設入所審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は以下の者で構成するものとする。

- (1) 子供家庭支援課長
  - (2) 母子生活支援施設入所担当係長
  - (3) 母子・父子自立支援員
  - (4) 婦人相談員
  - (5) その他子供家庭支援課長が必要と認める者
- (保護の実施)

第6条 保護の実施の決定については、審査会において母子生活支援施設への入所の要件に該当することを審査し決定するものとする。

2 福祉事務所長は、保護の実施を決定したときは、申込者にはその旨を母子生活支援施設入所承諾書（様式第2号）により通知するものとする。また、母子生活支援施設の長（以下「施設長」という。）には申込者の状況、保護の実施の理由等を母子生活支援施設における保護実施通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 福祉事務所長は、保護の実施を行わないときには、申込者に母子生活支援施設入所不承諾通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(入所の期間)

第7条 母子生活支援施設への入所の期間は、2年とし、それ以降の期間については、当該実施を受ける世帯の状況その他の事情を考慮し、引き続き保護の実施を行う必要があると認めるときは、1年毎に当該期間を延長することができる。

2 入所の期間を延長する場合には、前条の規定を準用する。

(入所の日)

第8条 保護の実施の決定を受けた者（以下「入所決定者」という。）が母子生活支援施設への入所する月日は、入所の必要を認めた日とする。

(入所の取消し)

第9条 福祉事務所長は母子生活支援施設の入所決定者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、入所を取り消すことができるものとする。

- (1) 入所辞退の申し出があったとき。
- (2) 第3条に規定する入所要件に該当しなくなったとき。
- (3) 入所申込みに係る内容に虚偽の事実があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉事務所長が認めるとき。

(保護の実施の解除)

第10条 福祉事務所長は、母子生活支援施設に入所している者（以下「入所者」という。）が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、保護の実施を解除することができるものとする。

- (1) 退所の申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する入所要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が認めるとき。

2 入所世帯の保護者が、保護の実施期間の満了前に前項第1号の申し出を行い、保護の実施の解除を希望するときは、母子生活支援施設退所届（様式第5号）を福祉事務所長に届け出なければならない。

3 福祉事務所長は、保護の実施を解除したときは、入所者又は入所決定者及び施設長に母子生活支援施設保護実施解除通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

(退所措置)

第11条 福祉事務所長は、入所者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該入所者を退所させることができるものとする。

- (1) 心身の異常その他の理由により母子生活支援施設において保護することが不適當又は困難であると認めるとき。
- (2) 福祉事務所長の指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉事務所長が認めるとき。

2 福祉事務所長は、前項の規定により入所者を退所させる場合は、入所者及び施設長に

母子生活支援施設退所措置決定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

（徴収する費用の額）

第12条 入所者は、費用徴収規則第2条の規定に基づき費用徴収規則別表第2に定める額（以下「徴収金基準額」という。）を市長に納めなければならない。

2 市長は、徴収金の額を決定したときは、母子生活支援施設保護負担金決定通知書（様式第8号）により当該入所者に通知するものとする。

（徴収金の徴収時期）

第13条 徴収金は、入所者の入所開始の日が、月の初日であるときは当該月分から徴収し、月の中途であるときは、翌月分から徴収する。ただし、退所日が月の中途であっても、当該月分を徴収する。

（徴収金の更正）

第14条 市長は、年度途中において災害、病気その他やむを得ない理由により入所者の収入または必要経費に著しい変動があったと認めるときは、母子生活支援施設入所に係る徴収金階層区分変更申立書（様式第9号）による申請にもとづき階層区分を変更し、徴収金の額を更正しなければならない。また、階層区分の誤認定その他の理由により徴収金に変更が生じる場合は、当該徴収金の額を更正しなければならない。

2 市長は、徴収金の額を更正したときは、助産・母子保護実施費用負担額変更決定通知書（様式第10号）により当該入所者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により徴収金の額を更正した場合において、更正後の徴収金の額が更正前の徴収金の額より多い額となるときは、更正後の徴収金の額を更正した日の翌月分（更正した日が月の初日であるときは、当該月分）から徴収する。

（徴収金の還付）

第15条 市長は、前条の規定により徴収金の額を更正した場合において、還付すべき額が生じたときは、これを還付しなければならない。ただし、当該入所者から以後到来する納期の徴収金に充てる旨の申出があったときは、この限りでない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日より施行する。